

# 入札参加者遵守事項（入札に関する一般的な事項）

## 1 入札時刻の厳守

入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは入札に参加できませんので、余裕を持って入札に参加してください。

## 2 一般的遵守事項

### （1）共通事項

- ・入札説明書に関し疑義がある場合は、指定時（入札案内に別途指示します。）までに関係職員に説明を求めるることができます。
- ・入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

### （2）公正な入札の確保（談合の防止）

次の事項を必ず遵守してください。

- ・入札参加者は、入札に当たって競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めること。
- ・入札参加者は、入札執行者の落札決定宣言前に他の入札参加者に入札価格を意図的に開示しないこと。

### （3）入札書の提出

- ・入札書は、封筒に入れ封印のうえ、入札者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）及び入札書在中である旨表記し、入札してください。
- ・代理人が入札する場合は、委任状と入札書を同封して投函してください。
- ・委任する場合は、委任状に所在地、社名（社印があれば社印も）、代表者名、代表者印、委任する内容、受任者（代理人）の氏名、受任する者の印、日付が不可欠になります。また、入札書には所在地、社名、代表者名、受任者（代理人）の名、受任者（代理人）の印が必要です。

### （4）入札書の要件

次のいずれかに該当する入札書は無効とします。

- ・入札案内書等に示した競争参加資格のない者の提出した入札書
- ・入札者の住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載及び入札者の押印のない、又は明確でない入札書（代理人が入札する場合は、委任者の住所・氏名並びに代理人の氏名の記載及び押印のない、又は明確でない入札書）
- ・入札金額の記載のない、又は明確でない入札書、入札金額に訂正のある入札書
- ・同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ねた者の提出した入札書
- ・その他入札に関する条件に違反した者の提出した入札書

## 3 同価の入札

- ・開札の結果、落札となるべき同価格の入札金額を提示した者が二人以上あるときは「くじ」で落札者を決定します。
- ・その際、当該者は必ず「くじ引き」を行います。辞退することはできません。

## 4 再度入札

開札の結果、落札となるべき入札者がいないときは、その場において直ちに再度の入札を行う場合があります。（原則として2回まで）この場合に入札できる者は、当初の入札者とします。なお、再度入札に備え、予め所要事項の記載及び入札に使用した印鑑を必ずご用意願います。

## 5 入札において使用する言語及び入札額の単位

日本語及び円とします。